

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
 ※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

第1問(1)

- 1 信託法(以下法9条)8条は、受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、信託の利益を享受しない旨を定める。これにより、受託者は受益者として信託の利益を享受しないため、純粋な財産権帰属権者として利益を享受することはできない。
- 2 さらに、受託者か受益者として、163条2号は受託者か受益者~~の~~全部を固有財産で所有する状態が1年間継続したとき信託が終了するとしている。これは過渡的に受託者と受益者の地位が兼ねた場合を認めつつ、1年という上限を明確に定め、あくまで財産権帰属主たる受託者か利益帰属主たる受益者を分けるという信託の仕組みが消滅しないようにするものである。
- 3 また、受託者は信託の宗旨に従い、信託事務処理義務(29条1項)を負い、この処理にあたっては善良な管理者義務を負う(同2項)。
- 4 さらに、受託者はやはり受益者の利益を因りかねないが、信託事務の執行において自己の利益を図るはならないという忠実義務を負う(30条)。加えて、同義務を具する場面での問題として利益相反行為の制限(31条)、競合行為の制限(32条)という規定が設けられており、受託者は受益者をいかにして自らの利益を享受しないか一般的には禁止されている。
- 4 また、受託者が上記義務違反をした場合、あるいはしよう可能な場合に信託法は以下のような規律を設けて、上記の仕組みを実現している。
 可能な限り、受託者に損失を補(40条)の責任と一般的な救済方法を認めるものの、利益相反行為の禁止、取扱い(31条4項、6項、7項)や競合行為の禁止(32条)により、当該行為は信託財産の減少をきたすものとするとしており、これを32条4項本文により介入権において、より実質的に受託者の利益を押し出し、これを補償する受益者の利益帰属を実現している。

大問(2)①

代理人の代理行為は効果の帰属先を明記し得るため、競合が必要である(署名代理権帰属先が明記し得るため)。一方、「信託財産の処分行為」(21条4項5号、6号)にあるには信託財産のためにすることを相手方に課す必要はない。これを相手方に課す行為は、権利義務の帰属主たるはいつか受託者であり、信託財産に於て権利を主張するのには相手方は不利益を課す必要はない。

したがって、「信託財産の処分行為」といえるには、そのことを相手方に課す必要はない。AがBの買入行為が受託者の信託事務執行に於ける発生すべきものであると客観的に判断できるものであれば足りる。受託者が、受託者(2)が行為当時信託財産のために必要と認めておけばよい。

(2)②

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
 ※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

1 このとき Aの債権は21条1項6号の債権にあたり、この中
 2 受入行為の効果は無制限であり、信託財産に交換が帰属し、
 3 受益者の取償権は発生しない(27条)。
 4 (したがって、Aの債権は21条1項6号の受益者の権限外の行為によって生じ
 5 た債権)とはいえず、かかる債権に基づいて強制執行を受けることはない。

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
 ※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

(1)

1 B信託銀行の本間のようは運用が信託法上ない信託業法上の受託者の注意義務に及ばないか(信託法29条2項, 信託業法28条2項)。

2 AB間の信託の目的として、Bが専ら企業の財務情報のみを基として投資ができ、ESGについては「ESG」ということが信託銀行高で定められたという事情はない。従って、信託法上の業務範囲の限定や注意義務の軽減、さらに信託業法上の業務範囲の限定があることと前提を考へる。

3 B信託銀行は投資運用の専門家としてA社から単独運用指定金銭信託を受託している。そのため、Bは、専門家として相対程度の高さを認められるべきであり、AB間の意思と異なるから、投資運用の態様が明らかで合理的な限り、受託者として善管注意義務が高い。受託者として善管注意義務が高いと認められる場合、裁量権の逸脱適用という点も考慮すべきであり、善管注意義務に及ばないと考へる。

4 短期的にみれば、企業の財務情報による投資の方が利益が大きいと考えられる。Aは、より利益の得やすい、そのような投資方法とすべきであり、そのような場合にはAの利益を優先するべきであり、高利益を追求するべきである。

しかし、ESG投資は国際的に広がっている考え方であり、特に日本でも企業統治のあり方については改善を図ろうと努力がなされている。そのような場合は、ESG投資の対象となるような企業が長期的にみればその企業価値を高めることは十分に考えられることであり、A社が50億円の資金を単に財務情報のみを基に好調な企業に投資するより、10年間の長期間の投資を考へる際には、ESG投資の方がより利益をあげられる可能性も十分にあり。

従って、上記のような特段の事情はなく、裁量権の逸脱適用はありとしない。

よって、Bによる本間の運用は善管注意義務に違反しない。

5 なお、同義務違反以外に、Bが専門家としてESG投資を考へるからといってAの意向をまかすこと、その投資規模に及ばないことは、その旨を助言義務を負うことであり、これは「ESG」というものが同義務違反となるのではないかと問題となる。しかし、これは受託者の事務処理に付随する義務となり、守るべきではない。可なり、そのような義務A便に本問で認められることとせず、受託者としての義務ではない。

6 以上より、Bは受託者としての義務に違反しない。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

(2)

1 スキームの要点

(指図権者) (委託者兼受益者兼受託者として)

現経営者が存命中は、この者が信託銀行(受託者)に株式を信託銀行に
信託する。そして、現経営者は、受託者が所有する議決権について、
これによって指図をすることによって実質的に会社に対する経営権を保持する。

そして、次期経営者は受益者としての地位に加え指図権者として議決権行使
する。一方で、非後継者は受益者として経済的利益のみを享受すること
が可能である。非後継者は後継者と異なり議決権行使の指図権がない
ため、会社の経営に関与しない。

2 生じ得る問題とそれを解決する方法

(1) 後継者は、事業配当や株主総会に減少する旨に自ら役員報酬を増や
すことで非後継者の利益を奪う。これに対し、非後継者は、株式が信託
会社に保有されている限り「中核」にはあたらず、会社法360条等による
ことができない。そこで、後継者は指図を行う業を営む者、ではないが、指図
により善いことを受益者と保護する立場は及ぶので、信託業法の業を営む
指図を用いて、非後継者を保護する。

(2) また、経営権を承継したとき、元の経営者が信託契約で、会社を消
滅会社とする合併を将来のうちにすることができている。あるいは、後
継者のさらなる後継者を指定するといった内容の定めをすることが
できることが問題と生じ得る。

原則として、信託契約では契約自由の原則から、公序良俗違反等がないか
は、自由に合意がなされる。そして、信託の目的は、信託を以てした者の意志
が尊重されることである。

しかし、自らが引退する場合は、後継者の会社の状況によって過度に制約するよう
な内容を信託行為で定める場合、将来の事情変更が初めて信託に過
度に制約されるのは受託ではない。

そこで、前者の問題については、期間や内容からして将来の事情変更を加す
て例外として認めないことも信託の定めは公序良俗に反し、内容が合
意されることと考へてよい。

また、後者の問題については、受益者連続型信託の期間制限の趣旨
(信託法91条)に鑑み、死者が死後に未存続の者の利益を享受する旨の旨
定ではないとして、経営権承継時に未存続の者の後継者指定は認め
られずと考へる。以上